

私は、日本共産党を代表して質問いたします。  
はじめに、市長の政治姿勢についてです。

#### 個人情報保護について

憲法を踏みにじる、自衛隊の海外派兵が行われて久しくなります。

「テロ対策特別措置法」が強行され、自衛隊のイラク派兵が行われて後、自衛隊への応募者が激減しているとのことでもあります。

これまでも、中学生や高校生への自衛隊入隊の勧誘が憂慮されてきたところでもあります。

このたび、自衛隊員を募集している自衛隊広島地方協力本部が、広島県内の各自治体に中学校 2 年生及び高校 3 年生の住民基本台帳の一部、氏名、生年月日、性別、住所の 4 項目の閲覧、コピーを要請し、それを元に自衛隊入隊の勧誘が行われると<sup>そくぶん</sup>仄聞いたしました。

これは、プライバシー権の侵害であり、憲法 13 条に抵触するものであります。

これを聞いた保護者の方は、「親が知らないうちに、自衛隊に名簿が渡り、子どもに働きかけるというあり方は、憲法改訂と徴兵制の先取りではないか。恐ろしいことだ」と、訴えておられます。

このような、個人情報、本人や保護者に了承を得ることなく、教育委員会や個人情報保護審議会で審議することなく、中学校2年生と高校3年生という特定の項目で抽出して提供することは、市民の行政に対する信頼を、根本から揺るがすものであります。

福山市民のプライバシー権の侵害を排除し、または、排除義務を負うものは、住民基本台帳事務を自治事務として担っている福山市であり、福山市のみが住基ネットによって生じる権利侵害状況から、住民のプライバシーを守ることが出来るのであります。

福山市においては、自衛隊広島地方協力本部からの情報提供の要請があったのでしょうか。あったとすれば、どのような対応をされたのでしょうか。

また、生徒の個人情報を提供することは、厳に行わないこと、生徒の個人情報を守るために、力をつくすことを求めるものです。

市長の御所見をお示し下さい。

## 地球温暖化対策についてお伺いします

今年2月から相次いで発表された、気候変動に関する政府間パネルの報告では、世界の平均気温、大気中の二酸化炭素濃度、海面推移のいずれでも、すでに顕著な地球温暖化の影響が現れ、進行が加速していることが明らかになりました。

温室効果ガスの排出削減を進めるためには、個人・家庭の努力を呼びかけるだけでなく、日本全体の排出量の8割を占める、産業・公共分野の削減対策が求められます。

しかし、日本経団連の「自主行動計画」に見られるように、削減目標を未達成でも責任を問われないような計画では、目標は達成できません。

EUのように、産業界と政府間の協定制度の創設や、環境税の導入等により、大企業に社会的責任を果たさせる、実効ある施策が必要です。

政府に対し、京都議定書で約束した削減目標を、あらゆる手立てを尽くして達成するよう、要望することを求めます。

福山市地球温暖化対策実行計画では、2010年における温室効果ガスの総排出量2004年度から5%削減するものとなっています。

市の計画が、京都議定書の目標とする1990年比で、6%削減の目標を達成できる見通しなのか伺いいたします。

また、同計画では、温室効果ガスの削減を図り、事業者に積極的な取り組みと行動を誘引するとしています。

他の自治体では、事業者に対し、「地球温暖化対策計画書」の提出を義務付け、自治体が評価と公表を行うなど、排出削減へ効果を挙げるための取り組みが行われています。

福山市でも、このような積極的な取り組みを求めるものです。

御所見をお示しく下さい。

## 障害者施策についてお伺いします

障がい者自立支援法によって、経済的負担の増加で、当事者やその家族は苦しんでいます。

この法律に対し、全国的な障がい関係団体の運動の高まりもあり、国も一定の軽減策の拡充を講じ本市も、独自に負担軽減策を実施しました。

しかし、応益負担による負担増は、今だ、障がい者とその家族を苦しめています。

国と市独自の負担軽減策は、「激変緩和」の措置であるため、障がい者とその家族は、将来に不安を抱きながら生活をしているのが現状です。

障がいのある人が地域で自立して生活でき、社会の構成員として、あらゆる場面に参加することを可能とするためには、障害者自立支援法の応益負担の原則を撤回するしかありません。

改めて、国に対し、あらゆる機会を通じ、応益負担を撤回するよう、要望することを求めます。

また、市独自の補助制度について、経過的措置とせず、恒久的な軽減制度とする事を求めます。

お答え下さい。

次に現行制度について、次のように改善することを求めます。

- 一．訪問系サービスを、利用者が必要な時にいつでも使えるよう拡充すること
- 一．移動支援について、現状では様々な制約があり利用できる範囲が限定されている実態があるため、利用範囲を拡大すること、
- 一．ヘルパーの専門性向上のため、事業所に対し、研修のための日当支払い等、支援を増加すること
- 一．広島市で行われている障害児タイムケア事業に見られるように、障害児日中一時支援事業を拡充すること
- 一．国に対し、福祉事業者の生活保障と人材確保のため、報酬単価の引き上げを要望すること

以上についてお答え下さい。

## 国保行政、資格証明書について

我が会派は、国保税の引き下げと共に、滞納者に対して資格証明書を交付しないことを強く求めてきました。

特に、被保険者やその家族が病気や負傷したときには、直ちに国保証を交付することを強く求めてきたところでもあります。

しかし、福山市は、滞納者が一定の金額を納付しなければ、国保証を発行しないという、冷たいあり方を続けてきました。

去る8月22日の総務委員会に提出された資料によると、2007年5月31日現在、福山市の資格証明書交付者の所得階層別世帯状況は、**2848**世帯のうち、所得なし世帯から**200**万円以下の世帯に合計**1507**件、**52.91%**にのぼる資格証明書を発行しています。さらに、無申告世帯を含む所得不詳世帯への発行は**932**件で**32,72%**。あわせて**85,63%**にのぼります。

この数字からも、福山市は所得の低い世帯の国保証を取り上げているという実態が浮かび上がるものです。

また、先の総務委員会で、わが党は、国の資格証明書交付基準による「適用除外要件」に照らして、福山市は著しく厳しい基準で交付していることを明らかにしました。

少なくとも、国の適用除外要件を守り、この要件にあたる世帯に対しては、直ちに正規の国保証を交付することを求めるものです。

以上についてのご所見をお示し下さい。

## 後期高齢者医療保険制度について

厚生労働省は、7月30日後期高齢者医療保険制度の保険料負担について、賦課限度額を50万円とする方針をまとめたとのことであります。

賦課方式は旧ただし書き方式に統一され、所得割りと被保険者均等割りの2方式で、年間の年金支給額18万円以上の被保険者からは、年金から強制的に天引きにするという、仕組みです。

同制度は、もともと家族の扶養に入っていた人も、それまでの医療保険を脱退して、同制度に強制的に加入させられ、これまで保険料がゼロだった人に新たな負担が生じ、介護保険のその上に、保険料を支払うというものです。

また、医療費が増えれば、保険料が値上げになる仕組みとなっていること。

現行制度では、交付除外となっている資格証名書発行が行われること。

75歳未満の若年者とは別立ての定額制診療報酬が導入され、診療に制限を設けるなど、医療内容の劣悪化の恐れがあるなど、高齢者への負担をいっそう過酷にし、医療に格差を生むものであります。

今後、後期高齢者医療広域連合は、11月議会で保険料賦課を決定することとなります。

市長は、広域連合議会において、賦課限度額をはじめ、保険料の設定は出来得る限り低額におさえるよう力をつくすこと。高齢者の意見が反映できるよう公聴会や協議会を設置させること、住民に対する情報公開の仕組みを作ることに力を尽くすことを求めます。ご所見をお示し下さい。

次に、福山市としての保険料減免制度を創設すること、後期高齢者に対して、資格証明書は原則として交付しないことを求めます。

以上それぞれについての ご所見をお示し下さい。

## 保育行政についてお伺いします

福山市は、今年度、市立東深津保育所を廃止し、民営化しようとしています。

本市がすすめる公立保育所の廃止と、民営化をすすめる再整備計画は、保育を必要とする子どもたちや、保護者の願いを実現するために進められているわけではありません。

民生福祉委員会での、「公立保育所の法人移管は行財政改革につながる」、との答弁でも明らかのように、財政削減が目的で進められているのです。

財政問題のつけを子どもに押し付けるあり方は、認められません。

公立保育所の民営化は、児童福祉法24条に基づく本市の実施責任、とりわけ保育水準や、保育内容に関わる自治体の責任を後退させることとなります。

保育内容を含めた保育事業の実施に、市が直接責任をもつ公立保育所の存在が、法人の基準になっているのです。

また、民営化した保育所を引き継ぐ法人がいかに優れた法人であろうと、民営化すれば、ある日を境に保育士が全員入れ替わることにより、保育士と子ども、保護者間のコミュニケーションが引き裂かれることとなります。

これにより、子どもと保護者に極めて悪い影響を与えます。

無用な混乱を行政の側から、引き起こすべきではありません。

以上のことを踏まえ、次のことを求めます

- 一． 保育所の民間移管の方針を撤回すること
- 一． 国に対し、公立保育所運営費の一般財源化を元に戻すよう要望すること

以上について、お答え下さい。

## 個人住宅耐震化について

7月16日に新潟県中越沖を震源とするマグニチュード**6.8**、震度6強を記録する強い地震が発生し、千人を越える死傷者が出るなど新潟県や長野県を中心に大きな被害が出ました。

亡くなられた方や、被災された方に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災者への支援と復興に政府が万全の対策をとるよう求めるものであります。

新潟県中越地震からわずか3年という短い間にほぼ同規模の地震が発生し、日本列島で地震の活動が活発となっています。

いつでもどこでも大きな地震が起きることを前提に、被災者への支援対策強化と地震に強いまちづくりが求められます。

政府の調査では、耐震性が不十分な住宅は全国1150万戸に上り、全体の25%にもなります。

政府は、2015年度までに建物の耐震化率を現在の75%から、90%に引き上げるとしています。

しかし、国の被災者再建支援法は「居住安定支援制度」が新たに創設されたとはいえ、住民本位の再建や住宅本体の修理費用には当てられないものであります。

住民の力だけで、耐震化が進まないのに、政府は個人の財産であることを理由に、十分な支援策をとろうとしていません。

住宅の耐震化を政府の責任で進めること、支援策を抜本的に強化することが不可欠です。

国に対し、次のことを求めること。

- 1、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とすること。
- 1、支援金の限度額を引き上げること。
- 1、適用対象をすべての被災者とし、限定しないこと。

お答えください。

福山市も、地震対策として木造住宅の耐震相談会の取り組み、地震防災マップの作成などが行われています。

大地震発生時における建築物の倒壊による被害から市民の生命、身体および財産を保護するために住宅の耐震化を促進することは緊急焦眉の課題であります。

広島県耐震改修促進計画に基づいて、市の耐震改修促進計画を早急に作ることを求めるものです。御所見をお示しくください。

全国の自治体の中には、耐震診断・改修の支援制度を作っていますが、県内では広島市や呉市で作成されています。

広島市では、戸建て木造住宅の耐震診断に年間50戸、診断費用の2分の1、1万5千円まで補助し、共同住宅では、年間5棟まで診断費用として1棟15万円を上限に補助するものです。

呉市では、木造住宅に年間75戸まで耐震診断を約3万円で行い、耐震改修を木造住宅で年間10戸まで30万円を上限に、改修費用の23%を補助するものです。

福山市としても、広島市、呉市のように耐震診断・耐震改修費用の補助制度を作ることを求めるものです。

御所見をお示しくください。

## 多重債務の解消についてお伺いします

昨年 12 月、改正貸金業法が成立、貸金業者に厳しい規制が課せられました。

同時に、改正貸金業法では、多重債務問題の解決は、政府の責任であるとしています。

政府は、多重債務者対策本部を設置、今年 4 月「多重債務問題改善プログラム」を策定しました。

全国で 200 万人を超えると言われる多重債務者のうち、現在相談窓口に来る人は、2 割程度にとどまり、残りの 8 割を掘り起こし、早期に問題解決に導くことが重要です。

このプログラムは、地方自治体の業務として多重債務問題の解決に取り組むことを示しています。

広島県で対策協議会を 8 月 19 日設置、8 月 27 日に 10 機関、23 人による初会合が開かれ、連携強化、情報交換の申し合わせが行われました。

自治体に配布された金融庁の「多重債務者相談マニュアル」は、担当者に利用しやすい内容であり、参考になる取り組み例も、丁寧に紹介されています。

以下の項目についてお伺いします。

- 一． 多重債務相談者の生活再建を見届けるまでの専門の相談窓口を市役所に設置し、市民に広く知らせることを求めます
  
- 一． 市役所内で各部局との連携が急がれます。市民生活に関わりのある関係部局が相互に連携し、多重債務問題の解決のための全庁体制を作ることを求めます
  
- 一． 弁護士会、警察、医療機関、クレジット・サラ金被害者の会等、外部団体との連携強化のため、対策協議会を設置することを求めます
  
- 一． 多重債務者に陥る例として、生活苦によるものが多いと言われていています。生活福祉資金の原資を増額し、貸付限度額を引き上げることが求めます

以上についてお答え下さい

## 建設・都市行政

### 鞆港埋立て架橋計画についてであります

第1に、完全同意取得の認識について伺います。

福山市は5月、排水権未同意者がいるにもかかわらず、鞆港埋立て架橋計画に係わる免許出願を強行しました。全国でも異例中の異例であります。

公有水面権利者の完全同意がないまま、埋立ての出願をすることは、生存にかかわる権利侵害となるものです。よって、完全同意を取得するよう国土交通省も「口をすっぱくして言った」と述べているのであります。

市長は、生活権や財産権、営業権の侵害を行うことになるとの認識を、重く受けとめているのかどうか、また、昭和49年以来、全員同意がない中で、埋立て申請を行った例が、全国的にあるのかどうか、認識をお示し下さい。

第2に住民合意の形成について、伺います。

国交省は、住民合意の形成も強く求めています。これについて、市長は、当計画は鞆町民大多数の要望であると繰り返されております。

2004年の夏、推進派団体が、「早期建設の要望書」を県・市に提出しています。

福山市のホームページに示された「鞆のまちづくりについての署名」によると、当時の鞆町1978戸の内1817戸、住民総数5543人のうち、実署名数4082人であったということで、人数では73.64%になります。

署名をしたという方に伺いますと、「よくわからなかったが、町内会や老人会を通して署名を求められ、断ることが出来ない状態だった」「橋は、すぐにでも出来ると思っていた。工事が10数年もかかることは知らなかった」「当時は賛成の立場だったが、計画の中身を知って、とんでもないと思い、今は反対している」などの声も聞きました。

同一世帯内でも、必ずしも意見は一致しておりません。どのように精査されたのでしょうか。

また、「早期実現の要望」に署名した方の中から、**2006年6月30日**に提出された「鞆を愛する会」をはじめとする**9**団体の呼びかけによる「まちづくりのあり方を検討する場の設置」を求める署名に、**572**人が署名されているとのことでもあります。

この人数を鞆町の実署名者数**4082**人から引けば、**3510**人となり、**63.3%**となります。

次に、新聞報道によると、当計画申請書類の縦覧手続きの中で、「反対する住民の会」は、

国内外から寄せられた1万8612人分の意見書を県に提出したとのことであり、その中の鞆町住民分は、約3割とのことでもあります。

いずれも市長の主張される「大多数の賛成」を覆くつがえすものではありませんか。どのように認識されているのでしょうか。

大多数の客観的根拠を、改めて証明する必要があると考えるものです。

ご所見をお示し下さい。

### 第3に、添付書類について

全員同意がとれておらず、住民の3分の1以上の反対意見がある中の出願にあたっては、公有水面埋立法施行規則第3条第11号に掲げる「同意が得られない旨及びその事由を記載した書類を添付すること」とされております。

市長は、いまだ計画に反対する住民と会うことも、話し合いをすることもされておりませんが、反対意見をどのように集約されたのか、どのような書類を添付したのか、その具体をお示し下さい。

第 4 に、出願するにあたっては、法第 4 条第 3 項第 2 号「その埋立てに<sup>よ</sup>因りて、生ずる利益の程度が損害の程度を著しく超過するとき」を満たすことが必要であります。

この損益比較は、免許要件にかかわる最重要部分であります。これについて、得られる公共の利益として、「交通の円滑化や下水道事業の着手、観光振興、歴史的町並みの保存、橋などが周囲と調和するよう整備し、影響を最小限にする」とのことです。この内容は、埋め立て架橋計画と直接リンクするものではなく、個別に対応出来るものです。

比較考量の範疇に入るべきものではありません。

市長は、今日まで、遅れに遅らせてきた、下水道など生活環境整備や防災などの施策を、まず進めるべきであります。

長年にわたり、計画が進まないことを理由として、鞆町住民の安全で快適な生活を営む権利を侵害してきたことに対して、どのような認識をお持ちでしょうか。架橋計画と切り離して、今すぐ生活環境整備に取りかかるべきではありませんか。明解な答弁を求めます。

第 5 に、当計画は、たで場を埋立て、浜を消失し、雁木の一部を縮小し、「日東第一景勝」と称された景観を一変させるものであります。鞆港の歴史的景観を根本的に破壊することの損益こそが、まさに問われているのです。

計画に反対する住民が「埋立て免許交付の差し止め訴訟」を起こし、全国的な支援体制が広がっています。欧米の学者など **105** 人から、保存を求める意見書が寄せられ、外国からの来訪者も相次ぐ中、「比較考量」は、国際的な視点からも証明されなければなりません。

また、50年、100年先の将来にわたる損益について、歴史的に耐えうる客観的証明がなされなければなりません。

この核心部分についての説明は、極めて不十分といわざるを得ません。市長が説明責任を果たすことを求めます。

### 最後に、代替案について

山側トンネル案を具体化すれば、世界でもまれに見る自然の円形港湾と、歴史的景観や安<sup>あんのん</sup>穩な暮らしを何一つ損なうことはありません。

何故かたくなに、埋立て架橋に固執するのか、そのことが市民の不信さえ呼んでいるではありませんか。

重要な諸点で出願条件を満たしていない当申請は、市長の賢明なる英断で、今からでも取り下げを求めるものであります。

以上、それぞれについてのご所見をお示し下さい。

## 道路行政について

### まず幹線道路整備についてお伺いします

瀬戸町山北地区では、関係住民への説明責任を放棄したまま強引に設計協議まで事業を進めてきました。

7月22日には山北クラブで、地元地権者への設計修正図面縦覧会が行われました。

第1回設計協議で国、県、市は、設計協議の進め方について、図面説明、地区内意見集約、意見書提出、意見調整、図面修正、対応方針説明を合意するまで繰り返し行い、意見書は文書で提出するとしていました。

にもかかわらず、国・県・市は行政判断で、「地区内の総意」を図ることなく一方的に中止し、勝手に意見調整、図面修正縦覧、対応方針を強行しています。

事業者の意見調整は、住民から237件の意見書が上がっていたのに135件を対象外扱いとするなど、修正図面の中にわずか9件しか取り上げていません。

地権者や住民の、「住宅地をはずせ」「地元住民に役立つ道路を作れ」「騒音大気汚染対策を十分にせよ」との声を無視する国・県・市のやり方に「私たちの目の黒いうちは土地を計らせません」との怒りの声が出ています。

事業者は、本来、2001年の県都市計画決定の付帯意見「関係住民に事業の内容を十分に説明するとともに、地権者等の生活再建については誠意を持って対応すること」を堅持することが必要であります。

これまでの事業の進め方は、「瀬戸学区幹線道路対策協議会拡大事務局会議」で了解したとして、どんどん進められています。

しかしそこには、本来、対策協議会に加わるべき地元地権者や山北地区の4名の理事者が排除されて進められています。

対策協議会の議決を、拡大事務局会議が代行できる規定もないものです。

事業者が、拡大事務局会議で了解を得たとしてすすめることができる根拠はありません。

こうしたことから、現在進められている地権者・地域住民の声を対象外とした設計協議は直ちに中止すること、説明責任を果たさないうちに次に進めないことを求めるものです。

御所見をお示しく下さい。

また、さる6月4日、5日には、日比谷公園で第32回全国公害被害者総行動が行われました。

代表者らは「車優先から人間優先の道路行政への転換をもとめ」国土交通省へ要請書を手渡しています。

その席で、「福山道路では、住民の声を無視して説明会を打ち切り設計協議に入っている。回数だけの問題でなく地権者・住民の声を聞くように指導してほしい」との要請項目に対し、国土交通省は、「現在進めている事業について住民のみなさんに理解していただいていないところがある。今後ご要望を聞いて改善していく」との回答をいたしました。

その後、具体的に「改善」されたことがあるのかどうかお聞きします。

御所見をお示しく下さい。

次に市道の危険箇所対策について、お伺いいたします。

さる8月13日、沖野上5丁目で水路に転落して65歳の女性がなくなる事故が起きました。2000年以降、28件の水路転落死亡事故が起きています。

このたびの事故は、市道沿いの橋に防護柵を設置することを求める要望書が住民から6月に出されていたなかで起こったものです。

福山市は、水路沿いに管理道が多くあることから、市道沿いであるにもかかわらず、転落防止対策をおこなっていませんでした。

この地域では、管理道にも防護柵を設置してほしいと住民から要望があがっており、管理道から転落して流された人もいと仄聞していることから転落防止対策を行うことは重要であります。

さらに、全市的にも地域からの声を聞き、転落防止対策に取り組むことは必要であり、計画的に行うこと、予算を抜本的に増やすことを求めるものです。

御所見をお示しくください。

## 駅前再開発事業の見直しと福山城石垣遺構の保存についてお伺いします

J R 福山駅南口広場の第一次発掘で、広場北西部から外堀の石垣が出土し、第二次試掘により、船着き場、舟入、二重櫓跡<sup>やぐらあと</sup>の南側と北側の石垣が発見されました。

試掘は、引き続き、御水門<sup>おすいもん</sup>のあったと見られる地点にすすめられ、十月下旬から、第二次発掘調査が本格的にすすめられるとのことでもあります。

7月には、福山市文化財保護審議会委員の松本静夫福山大工学部教授は、瀧<sup>たき</sup>光夫教授と共に御水門<sup>おすいもん</sup>周辺、外堀の大半を現状保存する遺構を生かした駅前整備計画・私案を作成し、市教委に出されています。

また8月17日、地元の駅前商店会と三の丸町内会は、外堀を復元するよう独自の私案を示し、再開発計画の見直しの要望書を市長に出されています。

福山城の三の丸・堀などは、ほとんど失われている状況からも、出土した石垣は歴史的文化的遺構として現状保存をすることが重要であります。

遺構を生かした駅前広場整備こそ、福山の歴史を生かし、他の駅にない特色ある「福山の顔」とすることが出来るのではないのでしょうか。

駅南側の外堀を保存し、水をたたえた水辺空間とし、北の福山城と一体化すれば、子どもや高齢者、多くの人々が歩いて楽しめ、観光振興にも、商店街活性化にもつながるのではないのでしょうか。

ご所見をお示し下さい。

そのためには、駅前広場の整備計画を変更し、伏見町再開発事業や東桜町再開発事業は抜本的に見直し、高層ビルを核とした大開発からの発想の転換を求めるものです。

遺構を生かした駅前整備について、地元商店街や町内会、市民や各界の専門家が参加する整備再検討委員会などを設置することを求めるものです。

ご所見をお示し下さい。

## 福山市の農業振興と圃場整備について

食料自給率を向上し、農家の経営を改善する上で、圃場整備は重要であります。

福山市の圃場整備について、グリーンセンター地域ごとに計画面積と進捗率を、お示し下さい。

現在、農業振興地域内農地である芦田町の地域では、圃場整備が急速に進行しているようであります。

次のことについてお伺いします。

1、圃場整備には、県営、団体営、非補助と3通りありますが、芦田町内の、地区名と手法について、今後の計画も含めてお示し下さい。

1、圃場整備後は、農地としての活用を行うべきものですが、整備済みの地域の中には、農地として活用されていないところも見受けられました。その理由をお聞かせください。

1、圃場整備をした農地を、他に転用できるのか、出来るのであれば、何年後かお示し下さい。

1、圃場整備は、県が承認し、農道はそれぞれの地権者が土地を出し合う、減歩により整備するものです。芦田地域の土地改良区が行っている圃場整備は非補助で、その整備費はそれぞれの地権者が負担するものです。

芦田町では、計画区域内に市道が建設され、その用地買収費で圃場整備を行い、地権者の自己負担はないという手法で行われている地域もあると仄聞しています。同地域では、約10箇所、整備区域内で道路改良による市道建設が行われております。市道の設置理由、また、圃場整備との関係についてご説明下さい。

以上、それぞれについて、お答え下さい。

## 教育行政について

学校施設の耐震改修計画についてお伺いします。

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす場であり、震災が発生した場合、地域住民の避難場所になる所です。

新潟県中越沖地震の被害からも、子どもたちと市民の安全と生命を守る上で、耐震補強が最重要課題であることは明らかです。

6月13日の文教経済委員会資料「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果」によると、2007年4月1日現在、全国の耐震化率58.6%、広島県、44.8%、福山市29.2%となっています。

耐震化は本市において、急務であります。今年度予算で、屋内運動場の耐震補強工事を小学校4校で実施、耐震改修設計を小学校3校、中学校3校で実施する、とのことあります。

市長は、本9月定例会の総体説明で、屋内運動場の耐震補強工事について、計画的に実施する旨の表明をされています。

屋内運動場、校舎等学校施設の耐震補強工事の今後の計画の具体を明らかにして下さい。

また、公立小中学校以外の避難場所となっている、公共施設の耐震化の現状と、その対策についても併せてお示し下さい。

多大な事業費を伴うものではありませんが、耐震化対策は市民の安心で安全な町づくりの上で、市政の最重要課題としての取り組みを求めるものですが、御所見をお示し下さい。

## 放課後児童クラブについてお伺いします

放課後児童クラブは、学校から帰った小学生が宿題をしたり、遊んだりする放課後の生活の場で、共働きや一人親家庭の仕事と子育ての両立を支えています。

市内のクラブは現在 75 箇所に設置されていますが、1ヶ所に70人以上がすしづめ状態になっているクラブがあり、子どもの安全面や、発達状況を確保するという面から早急に解決しなければならない課題です。

全国的に、放課後児童クラブの大規模化が進む中、厚生労働省は7月5日に「放課後児童クラブガイドライン」案を発表し、この事業について初めて、国としての指針を示そうとしています。

その内容は、

- ・ 4年生以上の児童も対象とすることが出来る、
- ・ クラブの集団の規模を40人程度までとする、
- ・ 特に配慮を有する児童への対応など、

14項目に及びます。

ガイドライン案では、クラブの規模は、40人程度が望ましく、71人以上のクラブは分割することになっていますが、現在このようなクラブは何校あり、また、今後どう改善しようとしているのか、計画をお示し下さい。

新涯小学校放課後児童クラブは、クラブの近くにトイレがなく、雨が降ると、傘をさしてトイレに行くという実態があります。衛生的にも、子どもの健康管理の面からも早急に解決しなければならない課題です。

このようなクラブは市内にいくつあるのか、また、今後改善する計画についてお示し下さい。

放課後児童クラブに入所できる対象年齢を小学校4年生以上にも広げることを求めます。

幼児から青年まで自由に使える、児童館を建設すること

以上についてお答え下さい。

## 特別支援教育について

本年度 4 月から「障害児教育」にかわって「特別支援教育」が始まりました。

特別支援教育の理念として「障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」

「これまでの特殊教育の対象障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施される」などが掲げられています。

その実現のためには、教育条件の整備が必要です。以下の要望について、国、県に要望し、市としても実現することを求めるものです。

- 一、特別支援学級は、児童 8 人までは担任 1 人の配置基準で、指導に困難をきたしています。配置基準を改め、行き届いた指導が出来るよう、実態に即して教員配置を増やすこと。また、特別支援学級の介助員ならびに学校支援員の配置を充実させること。

一、通常学級への「特別支援教育コーディネーター」設置について、支援学級担任が兼務し、役割を果たすことが求められるケースも多く、負担が過重なものになっています。

担任以外が専属で行うことが出来る制度とすること。

一、巡回相談について、国・県の巡回相談事業を市の施策として引き継ぐとのことですが、福山市として専門家や正規職員を配置し、相談に対して専門的な対応と継続性を確保すること。

一、LD、ADHD、高機能自閉症などの児童・生徒が自校に通級出来るよう、仮称「軽度発達障害児教室」を、専門員を配置して設置すること。

一、通級指導教室の設置基準を明確にし、通級指導教室を増設し、中学校にも新設すること。また、障害種別ごとの通級指導教室を設置すること。

一、障害や発達上の課題を持つ乳幼児・児童・生徒の実態を把握し、発達診断や教育相談、特別支援教育担当教員の相談にもあたれるよう、

教育部局に、仮称・特別支援教育担当室を設置することを求めるものです。

以上、それぞれについてのご所見をお示し下さい。

## 人権・同和行政について

わが党は、本市の同和行政の完全終結へ向け、残された課題である部落解放同盟への団体補助金の廃止、及び、福山市人権交流センターを部落解放同盟の事務所として無償貸与している問題を追及してきたところでもあります。

国の段階では、同和対策事業は、すでに2001年度末で終了し、福山市も遅きに失したとは言え、2005年度末を持って、同和対策諸制度を廃止してきたところです。

しかし、運動団体へは、団体補助金440万円等、今日なお、特別扱いを継続しています。

住民には、特別施策からの自立を求めながら、本来その指導的役割が求められる運動団体について、優遇措置、特別扱いを続けるあり方は認められません。

こうした行政のあり方に市民から「行政の主体性の欠如であり、運動団体と癒着しているのではないか」ときびしい批判が上がっています。

今日、同和行政の完全終結は、すでに全国の大  
きな流れであります。

こうした到達点を見無視して、かつて福山市が強  
弁した様に「部落差別が存在する限り特別扱いを  
継続する」とする、独善的方針であるなら、とう  
てい市民の理解を得られるものではありません。

福山市において、部落解放同盟に対する団体補  
助金支出、及び、公共施設の事務所無償貸与をき  
っぱり中止することを強く求めるものです。

また、行政主導の人権学習の継続に、市民から  
「もうやめてくれ」との声が寄せられています。

憲法に保障された社会教育学習の自由を最大限  
保障することを求めるものです。

以上お答えください。